

# 平成23年度 **10月入学者**の方々へ

## 東日本大震災等に係る緊急経済支援について

災害救助法適用地域に指定された地域に、主たる学資負担者が居住し、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生に対し、被災状況に応じて経済支援（入学料・授業料の免除、奨学金給付）を行う制度があります。

※独立生計者は、自身の持ち家（借家は除く）が罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な方以外は、本支援の対象外です。

### 必要書類及び申請方法

1. 緊急経済支援に伴う「入学料・授業料」免除願（所定用紙）
  2. 罹災証明書（コピー可）
  3. 結果通知用封筒（長形3号に80円切手貼付）
- ※上記書類の他、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

◆上記3点を、教育・学生支援部学生支援課経済支援係  
（川内北キャンパス管理棟1階③番窓口）まで提出してください。

### 申請期間

平成23年10月14日（金）

※罹災証明書等が締切期日までに用意できない場合は、免除願のみを先に提出願います。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係  
（川内北キャンパス管理棟1階③番窓口）  
電 話：022-795-7816 / 022-795-3946  
受付時間：平日 8:30～17:00